

令和2年度 第11回 吹田市政策会議概要（案件1）

日 時：令和3年1月19日（火）午後4時5分～午後4時15分

開催方法・出席者：

オンライン開催

吹田市役所 高層棟4階 特別会議室から発信し、特別職及び担当部以外の構成員は自席から出席

【特別会議室に参集】

後藤市長、春藤副市長、辰谷副市長

【自席から出席】

小西総務部長、稲田行政経営部長、中嶋環境部長、船木土木部長、柳瀬下水道部長、山村水道部長

所 管：【都市計画部（住宅政策室）】（特別会議室に参集）

乾部長、武田次長、木村室長、津田参事

| | |
|---|--------------------|
| 案 件 | 吹田市積立基金条例の一部改正について |
| 担当及び関連部局 | 都市計画部（住宅政策室） |
| 【案件概要】 市営住宅の整備に係る財源に充てる「市営住宅整備基金」を新たに設置することに伴い、吹田市積立基金条例を一部改正しようとするもの。 | |
| 【所管部の考え方】 老朽化した市営住宅の集約や統合建替により、用途廃止された市営住宅用地の売却代金については、公営住宅法等の法令に基づき、市営住宅の整備の財源とすることが求められていることから、特定の目的のために資金を積み立てることができる基金として、市営住宅整備基金を新たに設置する。 | |
| 【質疑概要】 質問： 用途廃止された市営住宅用地を売却せずに、市が他の事業で利活用する場合、国への補助金の返還などの条件はないのか。 回答： 公共目的の利用に条件はない。土地の売却等による代金を公営住宅等の整備、改良に充てることをもって返還が不要とされている補助金については、他の事業で利活用する場合も同様に、返還は求められない。 質問： 基金に積み立てた資金で行う整備の範囲を教えてください。 回答： 大規模修繕に係る工事やエレベーターの設置等、また、これまでに整備した住宅を含む市営住宅の整備費用に充当する。 | |
| 指示： 地域によっては、特別養護老人ホームや保育所などのニーズも考えられるため、用地の売却前には庁内での活用意向を十分に調査すること。 | |
| 【結果】 本件は承認された。会議で出た指示を踏まえて取組を進めること。 | |